

令和7年度 大和高田市

市民税・県民税・森林環境税
特別徴収関係書類綴



大和高田市役所 税務課

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中9番地4

電話 0745-22-1101 (代表)

FAX 0745-52-2801

市町村コード 292028

この書類綴の内訳及び別添書類

●納入書 銀行等の独自の納入書等により納入していただいている事業所につきましては、同封しておりませんのでご了承ください。

●令和7年度 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について	1
1. 特別徴収税額の納入のしかた.....	2
**ゆうちょ銀行・郵便局の指定通知書.....	3
2. 退職所得に対する市民税・県民税の特別徴収.....	5
3. 個人番号（マイナンバー）の利用及び収集について.....	6
4. 給与所得者異動届出書の書き方.....	7
5. 納入書記入例.....	9

◎ 給与所得者異動届出書

◎ 普通徴収から特別徴収への変更依頼書

◎ 特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

【別添書類】

★ 令和7年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）
（速やかに各納税義務者にお渡しください）

★ 令和7年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）

令和7年5月

特別徴収義務者様

大和高田市長

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

さきに給与支払報告書の提出につきまして、ご多忙中にもかかわらず格段のご配慮を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収につきまして、地方税法第41条、第319条及び第321条の4第1項並びに大和高田市税賦課徴収条例第37条第1項の規定により、貴事業所を特別徴収義務者として指定させていただき関係書類を同封のうえ送付いたしますので、事務ご繁忙中まことにお手数とは存じますが、徴収及び納入方について、特別のご配意に預かりたくお願いいたします。

地方税共通納税システムについて

令和元年10月より、地方税共通納税システムが導入され、eLTAXを利用することで、複数の地方公共団体に對して一度の手続きで電子的に個人住民税（特別徴収分）が納税可能となりました。

詳しくは「地方税共同機構」へお問い合わせください。

ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp>

電話番号：0570-081459（つながらない場合：03-5500-7010）

受付時間：9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）

1. 特別徴収税額の納入のしかた

① 納税者からの徴収

特別徴収義務者は特別徴収税額通知書を受け取った場合には、6月から翌年5月までの12か月の間（年度途中において通知書を受け取った場合は、その通知書に徴収金額が記入されてある最初の月から翌年5月までの間）において、その月割額を給与の支払いの際、毎月徴収してください。

なお、納税者が年度途中で住所を他の市町村へ移されても、特別徴収税額は5月まで引続き徴収して大和高田市へ納入してください。

② 納 期 限

月割額を徴収した月の翌月10日（この日が休日のときは、その翌日）です。

③ 納 入 方 法

i) 各納税者から徴収された月割額の合計額を納入書で納入してください。

○納入金額欄には、給与分と退職所得分と延滞金の3つの欄がありますから必ず給与の欄に記入してください。なお、退職の欄には、退職所得の分離課税に係る特別徴収税額（後述）を記入してください。

ii) 退職者の一括徴収の場合

○年度途中において退職され、残税額を一括徴収していただいた場合、他の給与所得者にかかる特別徴収税額と合わせて納入書によって納めてください。

なお、この場合納入書の給与欄には一括徴収された税額と他の納税者の特別徴収税額との合計額を記入してください。

退職後、納入書の送付又は納入方法等で納税者にご不便をかけることを避けるために、退職される納税者の未徴収税額は、できる限り退職時に一括徴収し、納入して下さるようご協力おねがいします。

また、1月1日から4月30日までの間に退職する場合は、残税額を超える給与又は退職手当等が5月31日までに支給されれば本人からの申出がなくても、支給の際に必ず残税額を一括徴収して納入してください。

④ 延滞金

特別徴収義務者が納期限までに、その徴収税額を納入されない場合は、延滞金を負担していただく場合がありますので、納入期限内に必ず納入してください。

納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円以下であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合を乗じた延滞金がかかります。

ただし、当該年の前年に租税特別措置法第93条2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した場合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合にはその年中においては年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）を乗じて計算した金額の延滞金となります。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合となります。

⑥ 特別徴収税額の変更

特別徴収税額の通知後に「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を受理したとき、又はその他の理由により特別徴収税額を変更する必要があると認めた場合には、「特別徴収税額変更通知書」を必ず送付いたしますので、これによって以後の月割額を徴収のうえ納入してください。

⑦ 納入場所（取扱金融機関等）

下記の取扱金融機関等以外のところで納入された場合、別の手数料が必要となることがあります。

南都銀行	紀陽銀行	三十三銀行
大和信用金庫	奈良中央信用金庫	近畿労働金庫
ゆうちょ銀行・郵便局		
奈良県内の各農協	大和高田市役所	

（順不同）

※ 大和高田市外のゆうちょ銀行又は郵便局に納入される場合は、右にある「指定通知書」に利用される支店名又は局名を記入し、ゆうちょ銀行又は郵便局へ提出（初回のみ）の上納入してください。

大和高田市内の郵便局の場合は、「指定通知書」は不要です。

指 定 通 知 書

貴局等を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、市・県民税（特別徴収税額）取扱局等に指定しましたので通知します。

1. 許可又は承認番号 貯業 2第283号

1. 口座番号 00960-8-960138番

1. 加入者の名称 大和高田市会計管理者

1. 取りまとめ 大阪貯金事務センター(〒539-8794)

令和 年 月 日

支店長 様
局 長

大和高田市長



2. 退職所得に対する市民税・県民税の特別徴収

市・県民税は、所得の発生した翌年度に課税されますが、退職所得(退職金や一時恩給など退職に際して勤務先から受けるもの、倒産のため退職せざるを得なくなった勤労者に対して弁済される未払賃金や社会保険制度に基づいて支給される一時金などで、以下「退職手当等」といいます。)に対する市・県民税については、所得税と同様に、他の所得と区分して退職手当等の支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて、特別徴収により市民税と県民税をあわせて市町村に納入することとされています。

このように、他の所得と区分して課税される退職所得に対する個人の市・県民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

① 分離課税に係る所得割の納税義務者

退職手当等の支払を受けるべき日(通常は、退職した日)の属する年の1月1日現在に大和高田市に住所を有し、退職手当等の支払を受け人です。ただし、1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている人及び退職手当等の収入金額が退職所得控除額より少ない人については、分離課税に係る所得割は課税されません。

② 退職金の金額

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

(1,000円未満の端数切捨て)

- ・勤続年数が5年以内の法人役員等については、退職所得に2分の1を乗じる措置はありません。
- ・勤続年数が5年以内の法人役員等以外については、300万円を超える部分の退職所得に2分の1を乗じる措置はありません。

※退職所得控除額の計算

勤続年数	退職所得控除額
勤続年数が20年以下の場合	40万円×勤続年数 (最低80万円)
勤続年数が20年を超える場合	800万円+70万円× (勤続年数-20年)

(注) 勤続年数に1年未満の端数がある場合は、切上げ

③ 特別徴収すべき税額の計算方法

分離課税に係る所得割の税額は、退職所得の金額に、税率(市民税6%、県民税4%)を適用し、税額に100円未満の端数がある場合は、それぞれ100円未満の端数を切り捨てます。

④ 納入の手続

退職手当等を支払われる際には、所得税と同様に市民税・県民税を徴収して、退職者が退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在の住所の市町村に、徴収した月の翌月10日までに「納入書」により納入してください。

なお、納入書の記載については、納入金額欄の「退職所得分」欄に納入金額を忘れず記載ください。

⑤ 申告書の提出について

- 法人の方は、納入書裏面の「市民税・県民税納入申告書」にも所要事項を記載してください。
- 個人事業主の方は、納入書裏面の「市民税・県民税納入申告書」と様式が異なり、別途申告書の提出が必要になりますので、税務課までお問い合わせください。

3. 個人番号（マイナンバー）の利用及び収集について

○ 個人番号（マイナンバー）の利用について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の規定に基づき、個人情報取扱事業者は、特定個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、かつそれを本人に通知又は公表しなければならず、また、当該事業者が特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱うことはできないこととされています。

したがって、「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」により提供を受けた個人番号の利用に当たっては、例えば、その利用目的を「給与支払報告書作成事務」や「源泉徴収票作成事務」等、番号法に基づく関係事務の範囲で特定し、かつそれを本人に通知又は公表していることが必要であるとともに、その利用目的の達成に必要な範囲に限って利用する必要があります。

なお、利用目的を特定個人情報の取得経路ごとに特定（例えば、「本人から取得した特定個人情報は源泉徴収票作成事務」等）し、本人に通知又は公表している場合においては、別途、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）により取得した個人番号の利用目的を特定し、本人に通知又は公表する必要があります。また、個人情報保護法第20条及び第21条並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第12条により、特別徴収義務者（事業者）は個人番号の取扱いについて、漏えい防止などの必要な安全管理措置を講ずる必要がありますのでご注意ください。

○ 特別徴収義務者の個人番号（マイナンバー）の収集について

個人番号の収集ができていない従業員等については、引き続き個人番号の収集に努めていただけますようお願いいたします。

※番号法第6条

個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

※税制改正により、平成30年度以降の「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（書面送付分）」の納税義務者「個人番号」欄及び特別徴収義務者「個人番号又は法人番号」欄にマイナンバー（個人番号）を、当面記載しないこととなりました。

給与支払報告 にかかると所得者異動届出書
特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

所在地		郵便番号		大和高田市東町3-25	
名称		大和高田市市長 殿		大和高田市東町3-25	
代表者の氏名		代表者の氏名		大和高田市東町3-25	
提出日		提出日		大和高田市東町3-25	
フリガナ	タカダ ミク	フリガナ	タカダ ミク	フリガナ	タカダ ミク
氏名	高田みく	氏名	高田みく	氏名	高田みく
生年月日	明大昭平令	生年月日	明大昭平令	生年月日	明大昭平令
個人番号		個人番号		個人番号	
住所	大和高田市さくら町1-23	住所	大和高田市さくら町1-23	住所	大和高田市さくら町1-23
所得者	同上	所得者	同上	所得者	同上
納入	120,000	納入	50,000	納入	70,000
特別徴収税額	6月分から10月分まで	特別徴収税額	6月分から10月分まで	特別徴収税額	6月分から10月分まで
未徴収税額	11月分から5月分まで	未徴収税額	11月分から5月分まで	未徴収税額	11月分から5月分まで
異動の事由	1.転勤 2.退職 3.死亡 4.休職 5.長欠 6.会社解散 7.住所異動 8.	異動の事由	1.転勤 2.退職 3.死亡 4.休職 5.長欠 6.会社解散 7.住所異動 8.	異動の事由	1.転勤 2.退職 3.死亡 4.休職 5.長欠 6.会社解散 7.住所異動 8.
給与支払日	令和7年11月20日	給与支払日	令和7年11月20日	給与支払日	令和7年11月20日
特別徴収税額	2,000,000	特別徴収税額	2,000,000	特別徴収税額	2,000,000
特別徴収税額	100,000	特別徴収税額	100,000	特別徴収税額	100,000
特別徴収税額	70,000	特別徴収税額	70,000	特別徴収税額	70,000
特別徴収税額	70,000	特別徴収税額	70,000	特別徴収税額	70,000

2. 3.

給与又は退職手当等の支払予定日		給与又は退職手当等の支払予定日		給与又は退職手当等の支払予定日	
11・25		11・25		11・25	
一括徴収した税額は、11月分で納入します。(12月10日納付分)		一括徴収した税額は、11月分で納入します。(12月10日納付分)		一括徴収した税額は、11月分で納入します。(12月10日納付分)	

1.

月額額	特別徴収税額	特別徴収税額	特別徴収税額	特別徴収税額	特別徴収税額
月分から徴収し	月分から徴収し	月分から徴収し	月分から徴収し	月分から徴収し	月分から徴収し
納入する	納入する	納入する	納入する	納入する	納入する
給与支払方法及びその期日	給与支払方法及びその期日	給与支払方法及びその期日	給与支払方法及びその期日	給与支払方法及びその期日	給与支払方法及びその期日
納入する	納入する	納入する	納入する	納入する	納入する

給与支払報告 にかかると所得者異動届出書
特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

所在地		郵便番号		大和高田市東町3-25	
名称		大和高田市市長 殿		大和高田市東町3-25	
代表者の氏名		代表者の氏名		大和高田市東町3-25	
提出日		提出日		大和高田市東町3-25	
フリガナ	タカダ ミク	フリガナ	タカダ ミク	フリガナ	タカダ ミク
氏名	高田みく	氏名	高田みく	氏名	高田みく
生年月日	明大昭平令	生年月日	明大昭平令	生年月日	明大昭平令
個人番号		個人番号		個人番号	
住所	大和高田市さくら町1-23	住所	大和高田市さくら町1-23	住所	大和高田市さくら町1-23
所得者	同上	所得者	同上	所得者	同上
納入	120,000	納入	50,000	納入	70,000
特別徴収税額	6月分から10月分まで	特別徴収税額	6月分から10月分まで	特別徴収税額	6月分から10月分まで
未徴収税額	11月分から5月分まで	未徴収税額	11月分から5月分まで	未徴収税額	11月分から5月分まで
異動の事由	1.転勤 2.退職 3.死亡 4.休職 5.長欠 6.会社解散 7.住所異動 8.	異動の事由	1.転勤 2.退職 3.死亡 4.休職 5.長欠 6.会社解散 7.住所異動 8.	異動の事由	1.転勤 2.退職 3.死亡 4.休職 5.長欠 6.会社解散 7.住所異動 8.
給与支払日	令和7年11月20日	給与支払日	令和7年11月20日	給与支払日	令和7年11月20日
特別徴収税額	2,000,000	特別徴収税額	2,000,000	特別徴収税額	2,000,000
特別徴収税額	100,000	特別徴収税額	100,000	特別徴収税額	100,000
特別徴収税額	70,000	特別徴収税額	70,000	特別徴収税額	70,000
特別徴収税額	70,000	特別徴収税額	70,000	特別徴収税額	70,000

2. 3.

給与又は退職手当等の支払予定日		給与又は退職手当等の支払予定日		給与又は退職手当等の支払予定日	
11・25		11・25		11・25	
一括徴収した税額は、11月分で納入します。(12月10日納付分)		一括徴収した税額は、11月分で納入します。(12月10日納付分)		一括徴収した税額は、11月分で納入します。(12月10日納付分)	

1.

月額額	特別徴収税額	特別徴収税額	特別徴収税額	特別徴収税額	特別徴収税額
月分から徴収し	月分から徴収し	月分から徴収し	月分から徴収し	月分から徴収し	月分から徴収し
納入する	納入する	納入する	納入する	納入する	納入する
給与支払方法及びその期日	給与支払方法及びその期日	給与支払方法及びその期日	給与支払方法及びその期日	給与支払方法及びその期日	給与支払方法及びその期日
納入する	納入する	納入する	納入する	納入する	納入する

記載例2 退職などで残税額を勤務先で一括徴収して頂く場合

記載例3 退職などで残税額を本人が直接納付する場合

5. 納入書記入例

○税額に変更があった場合

「納入金額(1)」欄の金額を横線で抹消し、「納入金額(2)」欄の「給与分」と「合計額」の欄にそれぞれ変更後の金額を記入してください。

奈良県大和高田市 市県民税 特別徴収 ㊤ 納入済通知書		
市区町村コード	口座番号	加入者名
2 9 2 0 2 8	00960-8-960138	大和高田市会計管理者
月別	指 定 番 号	納入金額(1) 円
年 月 日		300,000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納 入 金 額 給与分(一括徴収分を含む) 250,000 退職所得分 延滞金 督促手数料 合計額 250,000
納期限	年 月 日	
取りまとめ局		
大阪貯金事務センター (〒539-8794)		
領収日付印	(特別徴収義務者) 住 所 〒 又は 所在地 氏 名 又は 名 称	

上記のとおり通知します。

(受付店→南都銀行高田支店→大和高田市)(大和高田市保管)

納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

○退職所得に係る市民税・県民税を納入する場合

「納入金額(1)」欄の金額を横線で抹消し、「納入金額(2)」欄の「給与分」と「退職所得分」の欄にそれぞれの金額を記入して、その合計を下の「合計額」の欄に記入してください。また、裏面の納入申告書も記入して下さい。

奈良県大和高田市 市県民税 特別徴収 ㊤ 納入済通知書		
市区町村コード	口座番号	加入者名
2 9 2 0 2 8	00960-8-960138	大和高田市会計管理者
月別	指 定 番 号	納入金額(1) 円
年 月 日		300,000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納 入 金 額 給与分(一括徴収分を含む) 300,000 退職所得分 50,000 延滞金 督促手数料 合計額 350,000
納期限	年 月 日	
取りまとめ局		
大阪貯金事務センター (〒539-8794)		
領収日付印	(特別徴収義務者) 住 所 〒 又は 所在地 氏 名 又は 名 称	

上記のとおり通知します。

(受付店→南都銀行高田支店→大和高田市)(大和高田市保管)

納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

1. 黒のボールペン又は、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。「法人番号」、「個人番号」欄には、宛名番号」欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。

2. 「社会保険・税番号制度（マイナンバー）」に基づく法人番号又は個人番号を記入してください。

3. 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先と上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、下段（転勤等）による特別徴収届出書の、事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要の手続を済ませてください。一月一日現在の住所（課税地）の市区町村に送付してください。

4. 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

5. ※印の欄は、届出者において記入する必要がありません。

※印の欄は、届出者において記入する必要があります。

「全く新規の場合は○で囲んでください」

きりとりせん

令和 年度 普通徴収から特別徴収への変更依頼書

大和高田市長 殿	給与(特別徴収義務者)	フリガナ		特別徴収義務者 指 定 番 号	新規	
		名 称 (氏 名)		法 人 番 号 ※個人事業主は記載不要		
		所 在 地	〒	本 市 作 成 の 納 入 書 の 送 付	新規の場合は、納入書を 1. 希望 2. 不要	
		代表者の 職 氏 名		連 絡 先	係	
令和 年 月 日				氏名		
				電話		
給与所得者	フリガナ			普通徴収 納付済額	期から 期まで _____ 円	
	氏 名			特別徴収 への切替月	月 日までに連絡があれば、残額分を 月分(翌月 10 日納期限)から特別徴収します。	
	生 年 月 日	明 大 昭 平 令 年 月 日		新年度から 特別徴収を 開始	(年度途中から特別徴収を開始する場合は記載不要です。) 年度分(次年度分)から特別徴収します。	
	住 所					
	普通徴収納税通知書番号					
申請理由 (○をつけてください)	入社したため (年 月 日)	備 考	※普通徴収の納期限が過ぎた税額については特別徴収への切替はできません。 ※特別徴収の開始を希望する月の前月の15日までに提出してください。 ※二重納付防止のため、該当者本人の納税通知書の写し及び未納の納付書を同封してください。			
	正社員になったため (年 月 日)					
	復職したため (年 月 日)	注 意 事 項				
	その他 ()					

本市と以前に実績がありましたら、その義務者指定番号をお使いください。
新規の場合は○印をつけてください。

特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

大和高田市長 殿 令和 年 月 日 提出	特別徴収義務者名	所 在 地	〒	指定番号																		
		名 称		法人番号																		
				連 係																		
					絡 氏名																	
		代表者の職 氏 名		先 電話																		

変更年月日	令和 年 月 日	
事 項	変 更 前	変 更 後（誤読をさけるためフリガナを）
（フリガナ） 所在地又は住所	〒	〒
（フリガナ） 方 書		
（フリガナ） 名 称		
電 話	（ ） -	（ ） -
（フリガナ） 書類送付先 （上記以外へ文書を送る場合）	〒 （ ） -	〒 （ ） -
備 考		

きりとりせん